

再生可能エネルギー発電施設立地規制条例による太陽光発電施設立地規制について

Regulation on Location of Solar Photovoltaic Stations by Local Ordinances to Regulate Location of Renewable Energy Power Stations

上河原献二*・前田悠一郎**

Kenji KAMIGAWARA and Yuichiro MAEDA

要旨：本報告では、全国の市について、2019年10月末までに施行された再生可能エネルギー発電施設立地規制条例による太陽光発電施設立地規制について調査した。同条例が56制定されていること、特に最近の二年間において制定件数が急増していること、配慮事項として景観保全等に加えて、防災を明記しているものが86%あること、ほとんどが住民説明の規定を有すること、またほとんどの制裁規定が公表に留まることを確認した。規制の種類として3つを設定したところ、市域を2又は3の地域に分けて規制するものが3分の2弱を占め、その他、市域の一部のみを規制対象区域とするものが8条例、市域全体を一つの規制区域とするものが12条例であった。

キーワード：太陽光発電施設、市、条例、立地規制

Abstract： This report surveyed all cities whether they have enforced ordinances to manage location of solar photovoltaic stations. The result was that 56 cities have introduced such ordinances on until the end of October 2019, especially in those two years the number has grown rapidly. 86% cases have stipulated “disaster prevention” in addition to landscape conservation as matters for considerations. Almost all of them has stipulated resident's briefing. Almost all of them has only the rule for disclosure of violation as sanction. We categorized regulations as three patterns. The first category has regulated in accordance with two or three zones, which has 35 cases, one-third of all. The second category regulates only a specific zone, which has 8 cases. The third category regulates all area of the city, which has 12 cases.

Key Words： solar photovoltaic station, municipality (city), ordinance, location management

はじめに

日本では、2011年8月に成立した電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度が2012年7月から施行されたことに伴い、再生可能エネルギー電気発電施設、特に太陽光発電施設が急速に普及してきた¹⁾。導入量でそれに次ぐ風力発電施設と比較すると、太陽光発電施設の導入総量・件数をはるかに大きいだけでなく、風力発電施設が風況の優れた場所に偏在しているのと比べ、太陽光発電設備の方は全国のほとんどの市町村に分布している。さらに、2,000kWを超える大規模なものがある一方で、10kW未満の小規模なものが極めて多数であることもその特徴である²⁾。そのため、2012年以降、太陽光発電施設設置に伴う社会問題も全国各地で発生している。当初主に景観に関する紛争が見られた(小嶋他, 2018)。その後は、更に、水害等の災害も発生している(環境省、

2020)。例えば2015年には、太陽光発電施設設置により自然堤防が削られた地点から鬼怒川が決壊したことが報じられた³⁾(朝日新聞, 2015)。太陽光発電事業は、気候変動対策やエネルギー自給率の向上などその役割が期待される一方で、立地に伴う環境保全や防災上の配慮が必要となっており、そのための制度整備が必要である。

太陽光発電施設設置に伴う環境影響に対して総合的に対応できる制度としてはまず環境影響評価制度が挙げられる。中央環境審議会答申(2019年4月)は、「環境影響評価条例における第一種事業相当の規模要件については、50ha以上としている地方自治体が最も多い。」とした。その上で「事業区域面積100ha相当の事業における平均的な出力(交流)を目安として、要件としての出力を試算すると、(中略)32~37MW程度である」として、「40MW(4万kW)以上を第一種事業、30MW(3万kW)以上40MW(4万kW)未満を第二種事業とすることが適当である。」とした(中央環境審議会, 2019)。そして

* 滋賀県立大学環境科学部環境政策・計画学科

** 紺藤織物株式会社

2020年4月の政令改正施行によって太陽光発電施設が環境影響評価法の対象事業に加えられた。都道府県・政令市でも、太陽光発電事業を環境影響評価条例の対象事業に加える事例が増加している。比較的小さな面積まで環境影響評価条例の対象としている例としては、岐阜県の条例が「施行区域 20ha 以上かつ区画形質変更面積 8ha 以上(標高 1,500m 以上の事業は施行区域面積 5ha 以上)」としている。しかし 5ha は太陽光発電事業の面積としては決して小規模なものではないことに注意しなければならない。

また太陽光発電施設立地に関しては、森林法、農地法、都市計画法など多数の法律が関係するが、それぞれ適用される地域が特定されているなどの制約がある上に、市町村が関与できる法制度が少ない(高橋, 2016)。環境影響評価条例を有しない市町村が環境保全上総合的な対応を行うためには、市町村が独自の制度を設けなければならない。その例は増えつつあるが、環境省による 2016 年 4 月時点のもの(環境省, 2016)が市町村の取組の一部を紹介した以降、最近の状況は明らかになっていない。①その状況を明らかにした上で、②環境影響評価法・条例との関係、③太陽光発電施設に対する条例による立地規制の方向を明らかにすることが本報告の目的である。

1. 研究の方法

太陽光発電事業を含む再生可能エネルギー発電事業の立地規制に特化した条例(以下「立地規制条例」という。)を対象とした。その中には景観条例等は含まれない。調査対象は、再生可能エネルギー電気固定価格買取制度対象の太陽光発電施設の 8 割以上が立地する全国の市(792 市)とした⁴⁾。対象時期は 2019 年 10 月末までとした。インターネット調査を行い検索キーワードは「条例、太

表 1-1 立地規制条例制定市 (2016 年末施行まで)

市名	施行日
由布市(大分県)(再)	2014年1月29日
真庭市(岡山県)(再)	2015年1月14日
高崎市(群馬県)(再)(災)	2015年3月31日
遠野市(岩手県)(再)	2015年4月1日
富士宮市(静岡県)(再)	2015年7月1日
太田市(群馬県)(太)(災)	2015年12月1日
赤穂市(兵庫県)(再)(災)	2015年12月10日
笠間市(茨城県)(太)(災)	2016年6月15日
つくば市(茨城県)(再)(災)	2016年7月1日
石岡市(茨城県)(太)(災)	2016年9月15日
龍ヶ崎市(茨城県)(太)(災)	2016年9月26日
前橋市(群馬県)(再)(災)	2016年12月1日
土浦市(茨城県)(太)(災)	2016年12月27日

表 1-2 立地規制条例制定市
(2017 年~2019 年 10 月施行のもの)

市名	施行日
結城市(茨城県)(太)(災)	2017年3月23日
古河市(茨城県)(太)	2017年4月1日
栃木市(栃木県)(再)(災)	2017年4月1日
中津川市(岐阜県)(再)(安)	2017年4月1日
足利市(栃木県)(再)(災)	2017年4月1日
我孫子市(千葉県)(太)(災)	2017年6月1日
志摩市(三重県)(再)(災)	2017年7月1日
宇陀市(奈良県)(太)	2017年12月22日
北茨城市(茨城県)(太)(災)	2018年1月1日
安中市(群馬県)(太)(災)	2018年8月1日
美祢市(山口県)(太)(災)	2018年3月26日
鳥羽市(三重県)(再)(災)	2018年3月27日
箕面市(大阪府)(太)(災)	2018年3月27日
鹿沼市(栃木県)(再)(災)	2018年4月1日
日光市(栃木県)(太)(災)	2018年4月1日
大津市(滋賀県)(太)(災)	2018年4月1日
伊東市(静岡県)(太)(災)	2018年6月1日
和歌山市(和歌山県)(太)(災)	2018年6月22日
佐野市(栃木県)(再)(災)	2018年7月1日
備前市(岡山県)(太)	2018年9月28日
富岡市(群馬県)(太)(災)	2018年10月1日
下田市(静岡県)(再)(災)	2018年10月1日
伊豆市(静岡県)(再)(災)	2018年10月1日
守谷市(茨城県)(太)(災)	2018年11月12日
常陸太田市(茨城県)(再)(災)	2019年1月1日
橋本市(和歌山県)(太)(災)	2019年1月1日
直方市(福岡県)(太)(災)	2019年1月1日
赤磐市(岡山県)(太)(災)	2019年3月19日
瀬戸市(愛知県)(太)	2019年3月28日
新宮市(和歌山県)(太)(災)	2019年3月29日
野田市(千葉県)(太)(災)	2019年4月1日
宿毛市(高知県)(再)(災)	2019年4月1日
島田市(静岡県)(太)(災)	2019年6月1日
藤枝市(静岡県)(再)(災)	2019年7月1日
伊豆の国市(静岡県)(再)(災)	2019年7月1日
亀岡市(京都府)(太)(災)	2019年7月1日
神戸市(兵庫県)(太)(災)	2019年7月1日
上田市(長野県)(太)(災)	2019年8月1日
日高市(埼玉県)(太)(災)	2019年8月22日
袋井市(静岡県)(再)(災)	2019年9月1日
北杜市(山梨県)(太)(災)	2019年10月1日
関市(岐阜県)(太)	2019年10月1日
大田原市(栃木県)(太)(災)	2019年10月1日

(再)は再生可能エネルギー発電事業を、(太)は太陽光発電事業を条例の対象としていることを示す。(災)は、配慮事項として防災が明記されていることを示す。(安)は、配慮事項として安全が明記されていることを示す。

表2 年別立地規制条例施行市数と累計

	2014	2015	2016	2017	2018	2019*
市数	1	6	6	8	16	19
累計	1	7	13	21	37	56

*2019年は10月末まで

陽光、規制、市」とした。該当する条例について、施行日、配慮対象事項(防災を含むか)、対象区域の設定方法、対象規模、立地規制の態様、制裁規定の内容、住民説明規程の有無を確認した。

2. 結果

2.1 立地規制条例の配慮事項、導入時期、分布

立地規制条例は、2014年1月29日に施行された大分県由布市の「由布市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」を最初に、2019年10月末までに56市が施行した。その内、34条例は太陽光発電事業のみを、22条例は再生可能エネルギー発電事業を規制対象事業としていた。ほとんどの立地規制条例は、景観や自然環境の保全を配慮事項に挙げているが、加えて全体の約86%の48条例が防災を配慮事項として明記していた(表1-1, 1-2)。年別施行件数を見ると、2018年には16条令、2019年には10月末までに19条令と、特に最近2ヶ年で施行数が急増した(表2)。

次に立地規制条例施行市の地理的分布状況を見る。同条例を施行している市が3つ以上ある県は、茨城県、静岡県、栃木県、群馬県、和歌山県、岡山県の6県で、それらに、全体の6割強の35市が集中していた。特に、茨城県(10市)、栃木県(6市)、群馬県(5市)の北関東3県に21市と全体の4割弱が集中していた(表3)。

対象規模は、全て環境影響評価法・条令の対象規模未満のものを含めていた。

2.2 立地規制条例の内容の類型

立地規制の方向を検討するため、立地規制条例の内容の類型化を行った。2019年10月末までに施行された56市の立地規制条例についてみると、規制地域を設定しているものとそうでないものがあることが目立った違いである。そこで本研究では、類型I「制限区域内外に異

表3 立地規制条例施行市が3以上の県と
県内の同条令施行市数

県名	茨城	静岡	栃木	群馬	和歌山	岡山
施行市数	10	8	6	5	3	3

表4-1 類型I条令の内容その1(施行日順)

市名	区域	対象規模(以上)	立地規制の態様	制裁	住民説明規程
由布市	域内	全て	非実施 協力要請	公表	有
	域外	5千m ²	協議		
真庭市	域内	全て	同意せず	公表	有
	域外	5千m ²	届出・同意		
富士宮市	域内	千m ²	同意せず	公表	有
	域外	12千m ²	届出・同意		
赤穂市	域内	50kW	非実施 協力要請	公表	有
	域外		届出・協議		
笠間市	域内	1万m ²	非実施 協力要請	公表	有
	域外		協議		
石岡市	域内	50kW	非実施 協力要請	公表	有
	域外		協議		
龍ヶ崎市	域内	全て	非実施 協力要請	公表	有
	域外	500m ²	届出・協議		
土浦市	域内	50kW	非実施 協力要請	公表	有
	域外		届出・協議		
結城市	域内	50kW/ 500m ² 以上は協議, 未満は届出	非実施 協力要請	公表	有
	域外		協議・届出		
古河市	域内	50kW	届出・協議 慎重な検討	公表	有
	域外		届出・協議		
足利市	域内	全て	許可	公表	有
	域外	千m ²	届出・協議		
我孫子市	域内	10kW	届出・自粛要請	無	有
	域外	30kW	届出・遵守事項		
志摩市	域内	50kW/ 500m ² 以上	抑制依頼	公表	有
	域外		協議・届出		
安中市	抑制	全て	同意せず	公表	有
	注視	千m ²	届出・同意		
	その他	3千m ²	届出・同意		
美祢市	抑制	全て	届出	無	有
	注視	千m ²			
	その他	5千m ²			
鳥羽市	域外	50kW/ 500m ² 以上	抑制依頼	公表	有
	域内		調整・届出		

表4-2 類型I条令の内容その2 (施行日順)

市名	区域	対象規模 (以上)	立地規制 の態様	制裁	住民説明 規程
箕面市	域内	10kW/ 100m ²	禁止	公表	有
	域外	50kW/ 500m ²	許可		
鹿沼市	域内	全て	許可	公表	有
	域外	千m ²	届出		
日光市	域内	10kW	許可	公表	有
	域外	10kW	届出		
大津市	禁止	全て	禁止	公表	有
	抑制	千m ² /	許可		
	その他	土地高低差 13m/50kW			
伊東市	域内	50kW/ 千 m ²	原則不同意 例外規定有	公表	有
	域外		届出・同意		
佐野市	域内あるいは5万m ²		許可	公表	有
	域外	500~ 5万m ²	届出		
下田市	域内	千m ²	不同意	公表	有
	域外		届出・同意		
伊豆市	域内	10kW/ 千 m ²	不同意 例外規定有	公表	有
	域外	一部地域 500m ²	届出・同意		
守谷市	域内	10kW	抑制 協力 要請	公表	有
	域外		提出・協議		
常陸太田市	域内	10kW	非設置 協力要請	公表	有
	域外		申請・許可		
赤磐市	域内	20kW	非設置 協力要請	公表	有
	域外	50kW	提出・協議		
瀬戸市	域内	50kW/ 千 m ² 協議	抑制	公表 罰金	有
	域外	千kW 同意			
野田市	域内	30kW	自粛要請	公表	有
	域外		届出・協議		
藤枝市	域内	500m ²	不同意 例外規定有	公表	有
	域外		届出・同意		
伊豆の国市	域内	50kW/ 千 m ²	不同意 例外規定有	公表	有
	域外	一部地域 500m ²	届出・同意		
亀岡市	域内	500m ²	禁止	公表	有
	域外	高低差13m	許可		
	許可	傾斜 25度	許可		
	その他		届出		

表4-3 類型I条令の内容その3 (施行日順)

市名	区域	対象規模 (以上)	立地規制 の態様	制裁	住民説明 規程
神戸市	禁止	10kW	禁止	公表 過料	有
	許可		許可		
	その他		届出		
日高市	域内	50kW/ 千m ²	不同意	公表	有
	域外		届出・同意		
北杜市	域内	10kW	事前協議許 可	公表	有
	域外		許可		
大田原市	域内全て 又は50kW		事前協議許 可	公表	有
	域外	10kW~ 50kW	届出		

なる立地規制がある条令」、類型II「制限区域内のみ立地規制がある条令」、類型III「区域制のない条令」の三つに類型分けした。類型Iは36条令、類型IIは7条令、類型IIIは13条令であった。全体の3分の2弱が類型Iで占められていた。

1) 類型I条令について

36あった類型I条令では、ほとんどのものが市内を二つの区域に分けていたが、安中市及び美祿市のみ市内を三区域に分けていた。それらの内、規制の厳しい区域について、事業を実施しないよう協力・自粛・抑制を要請とするものが、14あり、約4割を占めた。次に、規制の厳しい区域については、禁止・同意せずとするものが、例外規定のあるものを含めると9あり、4分の1を占めた。

表5 類型II条令の内容 (施行日順)

市名	区域	対象規模 (以上)	立地規制 の態様	制裁	住民説明 規程
高崎市	特別 保全	全て	事前協議 許可	公表	有
太田市	特別 保全	全て	事前協議 許可	公表	有
つくば市	事業 禁止	全て	禁止	公表	無
前橋市	特別 保全	2000kW	事前協議 許可	公表	有
栃木市	保全	全て	事前協議 許可	公表	有
富岡市	保全	全て	事前協議 許可	公表	有
上田市	抑制	50kW かつ 千m ²	届出 協定締結	公表	有

表6 類型Ⅲ条例の内容（施行日順）

市名	対象規模 (以上)	立地規制 の態様	制裁	住民説明規程
遠野市	3千m ²	届出	公表	(意見を聴き 尊重する責務)
中津川 市	千m ²	届出	公表	有
宇陀市	50kW/ 500m ²	届出 協議	公表	有
北茨城 市	500kW/ 5千m ²	確認 協定	公表	有
和歌山 市	25ha	事前協議 許可	公表	有
	1~25ha			
備前市	50kW	事前協議 届出	公表	有
橋本市	50kW 未満 注1	事前協議 届出	公表	有
直方市	3千m ²	事前協議 実施協議 届出	無	有
新宮市	50kW 未満 注1	事前協議 届出	公表	有
宿毛市	10kW	届出	公表	住民と良好な関 係を保つ責務
島田市	千kW	事前協議 届出・同意	公表	有
袋井市 注2	10kW	届出	公表	有
	50kW	許可		
関市	千m ²	届出・協議	公表	有

注1：50kW 以上は「和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例」の対象

注2：袋井市は市全域を抑制区域に設定

許可以外に、届出・同意・協議など多様な語が使われているが、その多くは指導・助言・勧告と組み合わせられていた。

制裁に関しては、ほとんどのものが違反事実についての公表を規定しており、その内、罰金・過料を併記しているものが2あった。公表規定のないものは2に過ぎなかった。また、すべてが住民説明規程を有していた。

対象規模については、ばらつきがあるが、発電能力で見ると、規制の厳しい区域では10kW以上とするものが8条例あった。面積を対象要件とするものでは、規制の厳しい区域では全てとするものが6条例、500m²、千m²以上とするものがそれぞれ2条例あった。他方最大は、笠間市の1万m²以上であった。また、急傾斜地立地を規制するため、土地の高低差あるいは斜度を対象要件として規定するものが2条例あった（大津市及び亀山市）（表4-1、4-2、4-3）。

2) 類型Ⅱ条例

市内一部地域のみを規制対象とする類型Ⅱ条例は7あった。その内5条例は、全ての規模の事業を対象とするものであった。立地規制の態様としては、事前協議の上許可制の対象とするものが5条例あった。他方で、つくば市は禁止とし、上田市は届出の上協定を締結としていた。7条例すべてが制裁として公表を規定していた。それらの内、つくば市を除く6条例は住民説明の規定を有していた（表5）。

3) 類型Ⅲ条例

市域全体を規制対象区域とする類型Ⅲ条例は13あった。面積を規制対象要件としているものの内、最小は和歌山県内の2市の50kW未満であり、それらは和歌山県の条例が規制対象を50kW以上としていることに対応したものであった。大きな方では、島田市が千kW以上を対象としていた。面積要件では千m²から1ha以上までに分布していた。規制態様としては事前協議を課した上で届出・許可制の対象とするものが6条例あった。制裁としては、直方市の一例を除き、全て公表を規定していた。また全ての事例が何らかの住民説明規程を有していたが、その内2条例は意見聴取ないし良好な関係を保つことについての責務規定であった（表6）。

3. 考 察

3-1 環境影響評価法・条例制度の規模対象外事業への制度的対応

太陽光発電事業に関する法律・条例に基づく環境影響評価制度については、最近見直しが進みつつあるが、それでも他の対象事業類型との比較考量から、対象規模の拡大には一定の限界が想定される。日本の環境アセスメント法制度は大規模事業を対象とし実施事例が諸外国と比較して少ないこと、そのため小規模で多数の事業についてより柔軟な制度を形成することが課題とされてきた。また環境影響評価においては住民参加が不可欠であると指摘されている（原科，2011）。その内、市による立地規制条例は、そのほとんどが事業者に対し環境保全への配慮を求めるとともに、住民説明規程を有している（つくば市のみが住民説明規程を持たないが、それは同条例が対象区域内の事業を禁止しているため、住民説明規程は不要とされたのであろう）。以上のことを考えると、大規模開発事業に対する環境影響評価法・条例制度の規模対象外の、比較的小規模な開発事業を対象に含めた立地規制条例が普及しつつあると考えられる。資源エネルギー庁作成の

「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」も地域住民とのコミュニケーションを重視しており(資源エネルギー庁, 2020), そのことは既に国・自治体における共通認識となっているようである。

3-2 制裁規定

立地規制条例の持つ制裁規定は、ほとんどが違反事実の公表にとどまり、2 条例のみが罰金・過料を公表に併記している。そのためほとんどのものは、ソフトな制裁規定に留まっている。ただし、それは最近大きく報じられている新型インフルエンザ等対策特別措置法第 45 条に基づく都道府県知事による協力要請及び指示について、罰則が定められていないことと軌を一にしているともいえる。立地規制としては心もとない印象もあるが、その妥当性の判断は、今後の施行状況を待たねばならない。

3-3 地域的特徴

表3と表4, 5の関連を検討すると、地域的特徴を読み取ることができる。茨城県は、立地規制条例施行市を10有するが、その内8市(笠間市, 石岡市, 龍ヶ崎市, 土浦市, 結城市, 古河市, 守谷市, 常陸太田市)が類型I条令に集中している。また栃木県も、同条令施行市を6有するが、その内5市(足利市, 鹿沼市, 日光市, 佐野市, 大田原市)が類型I条令に集中している。さらに群馬県は同条令施行市を5有するが、その内4市(高崎市, 太田市, 前橋市, 富岡市)は類型II条令に集中している。背景として、同一県内では同じ規制類型の方が制度導入の際の説明が容易であろうことが考えられる。

おわりに

本稿では、1)2019年10月末までに全国で市の立地規制条例が56施行されていること、2)特に最近の2年間において施行件数が急増していること、3)その4割が北関東3県に集中していること、4)その配慮事項に環境保全に加えて、全体の86%に当たる48条例で、防災を明記していること、5)ほとんどのものが住民説明の規定を有すること、6)ほとんどのものの制裁規定が公表に留まることを確認した。また7)内容の類型としては、市域を複数に分けて規制するものが36例と全体の3分の2弱を占め、市域の一部のみを規制対象区域とするものが7例、市域全体を一つの規制区域とするものが13例であった。8)ほとんどの立地規制条例が、事業者に対し環境保全上の配慮を求めるとともに、住民説明規程を置いていること、すべて対象規模は環境影響評価法・条令の対象規模未満のものを含んでいたことから、それ

らは環境影響評価法・条令の対象となっていない比較的小規模の施設を対象に含めた環境保全目的での立地規制制度としての意義を有する。

本年4月から環境影響評価法の対象事業に太陽光発電事業も加えられて施行されるようになったことが刺激となって、再生可能エネルギー発電事業立地規制条例が今後も増加していくものと予想される。再エネ発電事業立地規制条例がなぜ一部地域にかなり集中しているのかということ、更には施行実態とその効果については本稿では扱うことができなかつた。それらについては今後の課題である。

補注

- ¹⁾ 資源エネルギー庁 (2020. 4. 30 更新) 固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト。<<https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfoSummary>>, 2020.5.9 参照
- ²⁾ 資源エネルギー庁 (2020. 4. 30 更新) 固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト。市町村別導入件数<<https://www.fit-portal.go.jp/servlet/FileDownload?file=0150K000009EgeO>>, 2020.5.9 参照
- ³⁾ 末次忠司, 平成 27 年関東・東北豪雨による鬼怒川破壊災害調査報告 <<http://www.ccn.yamanashi.ac.jp/~suikou/suetsugi/H27kinugawa.pdf>>, 2020.6.14 参照
- ⁴⁾ 固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト, エリア別の認定及び導入量, B 表市町村別認定・導入量 (2020 年 3 月末現在) より算出。<<https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfoSummary>>, 2020.9.14 参照。
- ⁵⁾ 立地規制条例の約 4 割が北関東 3 県に集中している理由としては、「はじめに」で紹介した鬼怒川が太陽光発電施設立地により自然堤防が削られていた場所から氾濫した 2015 年の事件が要因の一つとして考えられる。ただし確定的なことは、各条例の制定背景の確認を待たねばならない。

引用文献

- 朝日新聞 (2015) 決壊の街、泥の海 堤防輪切り「信頼していたのに」
常総・豪雨災害 (2015 年 9 月 12 日朝刊)。
環境庁 (2016) 太陽光発電事業の環境保全対策に関する自治体の取り組み事例集。
環境省 (2018) 第 1 回太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会資料。
小嶋一樹・松本邦彦・澤木昌典 (2018) 地上設置型太陽光パネルの規制・誘導条令の立地規制及び環境保全への有効性。都市計画論文集, 53 (3), 1313~1319。
資源エネルギー庁 (2020) 事業計画策定ガイドライン (太陽光発電)。
高橋寿一 (2016) 再生可能エネルギーと国土利用。勁草書房, 東京。
中央環境審議会 (2019) 太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について (答申)。
原科幸彦 (2011) 環境アセスメントとは何か。岩波書店, 東京, 210pp。